第九号の四様式（第二十条の二関係）

（Ａ４）

公示された供託宅地建物取引業者に対する代金返還請求権等についての申出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第１４条第２項第３号の規定に基づく特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第２０条の２第４項の規定により、国土交通大臣が公示した供託宅地建物取引業者に対する法第１４条第１項の代金返還請求権等について、下記のとおり権利の申出をします。

年　　月　　日

郵便番号
住所
氏名又は名称　　印
（法人にあっては、代表者の氏名）
電話番号

国土交通大臣　　殿

記

１　法第１４条第１項の損害を受けた新築住宅の所在地

２　法第１４条第１項の損害を受けた新築住宅の引渡日

３　法第１４条第１項の供託宅地建物取引業者の名称

４　法第１４条第１項の瑕疵が判明した日

５　法第１４条第１項の代金返還請求権等の額

注１　代金返還請求権等の額が明らかでないときは、概算額を記載すること。ただし、概算額を算定することが困難なときは、概算額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
注２　本申出書には、法第１４条第１項の権利を有することを証する書面を添付すること。

第九号の四様式（第二十条の二関係）

（Ａ４）

公示された供託宅地建物取引業者に対する損害賠償請求権についての申出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（以下「法」という。）第１４条第２項第３号の規定に基づく特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則第２０条の２第４項の規定により、国土交通大臣が公示した供託宅地建物取引業者に対する法第１４条第１項の損害賠償請求権について、下記のとおり権利の申出をします。

年　　月　　日

郵便番号
住所
氏名又は名称　　印
（法人にあっては、代表者の氏名）
電話番号

国土交通大臣　　殿

記

１　法第１４条第１項の損害を受けた新築住宅の所在地

２　法第１４条第１項の損害を受けた新築住宅の引渡日

３　法第１４条第１項の供託宅地建物取引業者の名称

４　法第１４条第１項の瑕疵が判明した日

５　法第１４条第１項の損害賠償請求権の額

注１　損害賠償請求権の額が明らかでないときは、概算額を記載すること。ただし、概算額を算定することが困難なときは、概算額の記載に代えて、その旨及びその理由を記載することができる。
注２　本申出書には、法第１４条第１項の権利を有することを証する書面を添付すること。

附　則

この省令は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。